

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 31 年 1 月 16 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1800067号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1800022号

第1 結論

平成14年4月及び同年5月の請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年4月及び同年5月

私は、平成14年4月及び同年7月に、母と一緒にA市役所の年金課に行き、両月とも、母が国民年金保険料の免除申請書をその場で記入し、窓口へ提出してくれた。

免除申請期間については、母が手続をしてくれたため、詳しいことは分からないが、母が2回免除申請書を提出してくれたにもかかわらず、請求期間が未納期間となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成14年4月及び同年7月に、母と一緒にA市役所の年金課に行き、両月とも、母が国民年金保険料の免除申請書をその場で記入し、窓口へ提出してくれたと主張しているが、請求者の免除申請手続を行ったとするその母親は、当時の記憶が明確ではないことから、請求期間に係る国民年金保険料の免除の申請状況が不明である。

また、請求期間当時の制度では、国民年金保険料免除に係る承認の始期については、申請のあった日の属する月の前月とされていたところ、A市は、「請求者の申請免除に係る資料によると、平成14年度における請求者の免除申請の受付は、平成14年7月2日のみである。」と回答しており、オンライン記録においても、請求者の請求期間直後の平成14年6月から平成15年6月までの期間に係る国民年金保険料の免除申請日は、平成14年7月2日であることが確認できることから、当該申請日時点において、制度上、請求期間に係る国民年金保険料の免除の承認を行うことはできない上、免除申請日が同日となっている母親についても、請求期間は未納期間となっていることが確認できる。

さらに、請求期間は、国に収納事務が一元化された平成14年4月以降の期間であり、基礎年金番号に基づき年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期であることを踏まえると、当該期間に係る年金記録の過誤があったとは考え難い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1800070 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1800040 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 (現在は、A 社 B 部) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A 社における資格喪失日が昭和 61 年 11 月 30 日となっているが、私は、同社に昭和 55 年 4 月 1 日から昭和 61 年 11 月 30 日まで在籍し、同年 11 月分の厚生年金保険料についても給与から控除されていたと思うので、資格喪失日は同年 12 月 1 日になるはずである。

調査の上、昭和 61 年 12 月 1 日を資格喪失日として厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、A 社に昭和 55 年 4 月 1 日から昭和 61 年 11 月 30 日まで在籍し、同年 11 月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うと主張している。

しかしながら、A 社 B 部から提出された請求者に係る個人カード (労働者名簿) (写) によると、請求者の退職年月日は 1986 年 (昭和 61 年) 11 月 29 日と記載されており、請求者の A 社に係る雇用保険の加入記録並びに C 企業年金基金から提出された厚生年金基金中途脱退者年金支給義務移転受理通知書 (写) 及び請求者から提出された厚生年金基金連合会からの通知はがき (写) に記載されている加入員記録と符合する。

また、A 社 B 部は、請求期間当時から現在に至るまで、運用として、自己都合退職者については月末の最終営業日を退職日としている旨回答しているところ、昭和 61 年 11 月 30 日は日曜日であり、A 社に係る厚生年金保険被保険者原票 (写) において、資格喪失日が請求者と同じとなっている者が複数名確認できる。

さらに、A 社 B 部は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について、当時の賃金台帳等の給与に係る資料を保管していないため不明である旨回答している上、請求者は、請求期間における給与明細書等の資料を所持しておらず、A 社において厚生年金保険被保険者記録

のある複数の同僚に照会を行ったものの、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な回答を得ることができないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。